

令和5年度 施設園芸省エネ転換推進事業

概要	燃油・資材の価格高騰により影響を受けている施設園芸について、農業者が行う省エネルギーを推進する取り組みに対し支援		
対象者	施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートに基づき省エネルギー対策に取り組む <b>認定農業者・認定新規就農者</b> 【注意】国の産地生産基盤パワーアップ時漁の対象とならない場合に限る。		
対象品目	燃油（A重油、灯油）、LPガス（プロパンガス）、LNG（都市ガス）を使用した暖房機を有する施設で栽培される野菜、花き、果樹		
補助対象となる機器・資材等	事業種目	補助対象経費	補助率・補助額 上限等
	1 ヒートポンプ 導入事業	1 新たなヒートポンプの導入に要する経費 ・機器導入費、設置費	補助率2分の1以内
	2 カーテン等 保温設備事業	2 施設の保温性向上に要する経費のうち機器類 ・循環扇、送風ダクト、変温管理装置、 局所加温装置 ・上記機器類の設置工事費（本体設備のための基礎工事電気工事含む）	1 生産者に対し 上限150万円 下限事業費50万円 （税抜き）
3 施設の保温向上に要する経費のうち被覆資材 内張（固定・カーテン等）被覆資材 被覆資材設置費		補助率2分の1以内 1 生産者に対し 上限150万円 下限事業費50万円 （税抜き）	
申込期限	令和5年5月末（予定）令和5年4月上旬から募集開始		
申込方法	【期限切れのため省略】		
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒートポンプ導入を優先して採択</li> <li>・交付決定後の着手分が補助対象</li> <li>・令和6年3月までに事業を完了すること</li> </ul>		